

第3章 介護保険事業計画

基本目標3 安心して暮らせる高齢者福祉の充実

介護保険制度は平成 12 年の創設から 20 年を経過し、この間、その時々々の社会情勢の変化に対応するため、いくつかのポイントとなる改正がありました。平成 29 年 6 月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」による制度改正では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図るため、市（保険者）の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化等の取組の推進が定められました。具体的には、保険者の保険者機能強化のための取組達成度に応じて交付される保険者機能強化推進交付金の創設、地域包括支援センターの事業評価の実施による地域包括支援センターの機能強化などが制度化されたところです。

さらに、令和 2 年 6 月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」において、地域共生社会の実現を目指し、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援の取組を活かした包括的な相談支援体制の整備、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材の確保などの取組などが示されました。

これらの改正は、国が今後も加速していくであろう少子高齢化の流れを極めて危機的なものと認識し、この危機的な状況を乗り越えるための対応策を示したものです。本市においても、行政だけでなく、市民、事業者などのあらゆる主体が危機感を共有したうえで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、まずは、住民自らが要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めなければなりません。また、市は地域における「通いの場」を中心とした介護予防の推進や地域ケア推進会議におけるケアプランチェックなどにより、介護保険法の理念である自立支援・重度化防止に向けた取組を進めることに加え、日常生活上のちょっとした困りごとを地域の中で支え合う仕組の構築や介護人材の確保を図ることにより、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域包括ケアシステムを充実させていきます。

また、支援を必要とする住民は高齢者だけでなく、子どもや障がい者など多岐にわたることから、個々の世帯が抱える様々な課題を行政の各部門が連携し、地域住民と一体となって包括的に対応するため、本市の介護保険事業の充実を図り、地域福祉の向上につなげていきます。

施策 1 介護保険サービスの充実

(1) 介護保険制度の適切な運営

高齢化が進展する中、要介護・要支援者数は増加を続けていることから、必要となる介護保険サービスの創設や拡充を行いつつ、安定的な事業運営を図っていくためには、高齢者ができる限り長く住み慣れた地域で生きがいを持ち充実した生活を続けていくことが必要です。

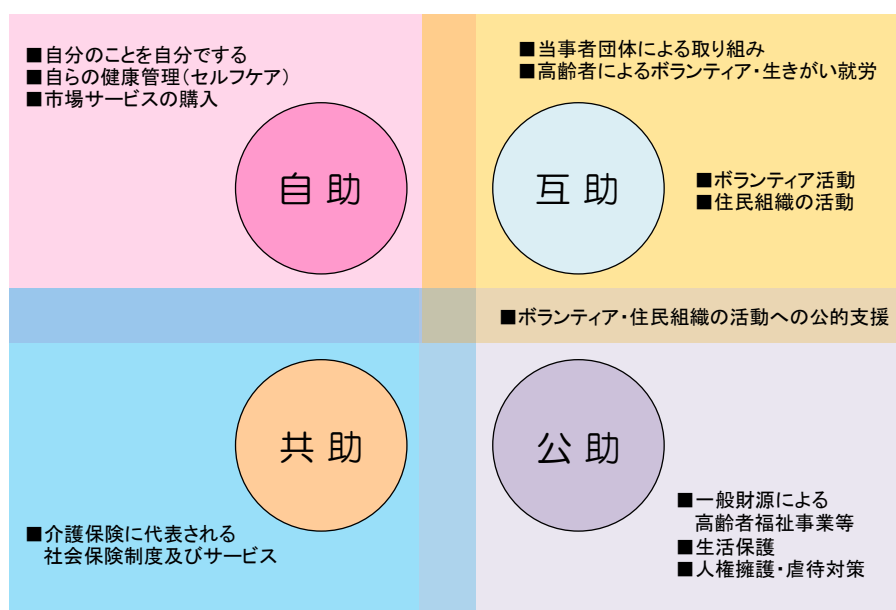
そのための基礎となる仕組みが、地域における自助・互助・共助・公助の連携とバランスを図りながら、包括的・体系的にコーディネートしていく地域包括ケアシステムです。住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、主に比較的元気な方を対象に提供される介護予防・日常生活支援総合事業など、地域の実情に応じたサービスを提供していく地域支援事業や、介護保険サービス、各種住まいに関する施策等により、保健・福祉・医療等が連携した、質の高い体系的なサービスを提供するとともに、高齢者の尊厳を保持しながら、その有する能力に応じた自立を支援していきます。

加齢に伴う心身の変化は個人差はあるものの誰にでも生じるものですが、介護予防に努めることにより要介護状態となることを防いだり、遅らせたりすることは可能です。介護保険法においては、介護予防及び要介護状態の重度化防止に努めることは国民の義務と規定されており、介護予防や重度化防止の取り組むことは介護保険サービスを受ける前提となるものです。介護保険サービスとは、単に介護を必要とする高齢者の身の回りの世話をを行うためだけのものではなく、自立した日常生活を送ることができるように、要介護状態の軽減又は悪化防止を目的に行われるものであることを深く認識しなければなりません。

また、保険給付に当たっては、予防給付、介護給付ともにサービスの質・量を確保し、これらを必要とする高齢者自身が目標を持ってその達成のためにサービスを利用し、状態の維持、改善に結びつける仕組みを作ること、保険給付の適正化を図ります。このような適正な保険給付を行うための取組により結果的に保険給付費の上昇が抑制され、ひいては、介護保険制度の安定的な運営に繋がるものです。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らしていくことのできる地域社会の実現を目指し、介護保険制度の適正な運営に努めます。

■「自助・互助・共助・公助」から見た地域包括ケアシステム



(2) 保険給付（介護給付・予防給付）に係る各種サービスの推進

介護保険制度における保険給付には、被保険者の要介護状態に関する「介護給付」と、要支援状態に関する「予防給付」の2種類があります。

介護給付の対象となるサービスには、居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスなどがあり、予防給付の対象となるサービスには、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、特定介護予防サービスなどがあります。

これら保険給付に係る各種サービスの概要及び第8期計画期間における各種サービスの量については、54頁から73頁のとおり計画します。

■介護給付対象サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容		
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護
	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護
	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
施 設 サ ー ビ ス	介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護療養施設サービス

■ 予防給付対象サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容		
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導	介護予防通所リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売		
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

※上記サービス費用に対する給付のほか、下記の費用に対する給付があります。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| ・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費 | ： 手すりの取付け等の住宅改修を行った場合 |
| ・ 居宅（特例居宅）介護サービス計画費 | ： 指定（基準該当）居宅介護支援を受けた場合 |
| ・ 介護予防（特例介護予防）サービス計画費 | ： 指定（基準該当）介護予防支援を受けた場合 |
| ・ 高額介護（高額介護予防）サービス費 | ： 自己負担が高額になった場合 |
| ・ 高額医療合算介護（高額医療合算介護予防）サービス費 | ： 医療費を含む自己負担が高額になった場合 |
| ・ 特定（特例特定）入所者介護サービス費 | ： 特定入所者が特定（特例特定）介護サービスを受けた場合 |
| ・ 特定（特例特定）入所者介護予防サービス費 | ： 特定入所者が特定（特例特定）介護予防サービスを受けた場合 |

ア 居宅サービス及び介護予防サービス

要介護者が生活機能の維持・改善を図れるよう、または、要支援者が要介護状態となることを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、各サービス事業者により、自宅等の生活の場において「居宅サービス」または「介護予防サービス」が提供されています。

■居宅サービス及び介護予防サービス

サービス提供の形態	居宅サービス		介護予防サービス
居宅で提供されるサービス (訪問サービス)	①	訪問介護	
	②	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
	③	訪問看護	介護予防訪問看護
	④	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
	⑤	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所した施設で提供されるサービス（通所サービス）	⑥	通所介護	
	⑦	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所した施設で提供されるサービス	⑧	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
	⑨	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
入居した住居等で提供されるサービス	⑩	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
居宅の介護環境を整えるためのサービス	⑪	福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
	⑫	特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売

① 訪問介護

介護福祉士または訪問介護員（通称：ホームヘルパー）が、要介護・要支援者の居宅を訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助、生活などに関する相談・助言等の日常生活上の援助を行います。

要介護者の増加傾向等を勘案し、今後のサービス量の増加を見込みます。

■保険給付（介護給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問介護	人	3,608	3,856	3,894	3,932	4,030	4,130
	千円	156,238	151,037	160,612	163,824	176,930	191,969

※人数は年間延べ人数を、R2年度欄は年度途中実績に基づく見込値を計上（以下、全てに共通）

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

看護師やホームヘルパー等が、移動入浴車などで要介護・要支援者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

サービス量については、増加を見込みますが、介護予防訪問入浴介護では令和元年度及び令和2年度における利用がなかったことを勘案し、その量を見込みません。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問入浴介護	人	634	624	630	636	651	667
	千円	37,749	31,095	32,119	32,761	34,891	37,159
介護予防訪問入浴介護	人	1	0	0	0	0	0
	千円	26	0	0	0	0	0

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師等が、病状が安定期にある要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問看護	人	2,131	2,343	2,366	2,389	2,627	2,889
	千円	87,178	97,224	104,311	121,001	139,151	160,024
介護予防 訪問看護	人	428	395	454	467	537	617
	千円	13,646	11,286	11,500	13,800	14,490	15,214

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、要介護・要支援者の居宅を訪問し、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことで、その方の心身機能の維持・回復を図ります。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問リハビリ テーション	人	629	635	641	647	663	679
	千円	21,152	20,264	20,394	22,433	24,676	27,144
介護予防訪問 リハビリテー ション	人	112	117	118	121	123	125
	千円	3,721	4,282	4,651	4,837	5,079	5,333

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が、通院の困難な要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅療養 管理指導	人	3,483	4,094	4,134	4,175	4,383	4,602
	千円	25,993	30,359	33,633	38,678	46,414	55,697
介護予防居宅 療養管理指導	人	521	489	513	528	538	548
	千円	4,553	4,106	4,100	4,264	4,477	4,701

⑥ 通所介護

要介護に対し、通所介護施設等において入浴や排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います（通称：デイサービス）。

要介護者の増加傾向等を勘案し、今後のサービス量の増加を見込みます。

■保険給付（介護給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
通所介護	人	9,272	9,692	9,788	9,885	10,082	10,283
	千円	828,838	844,566	845,000	861,900	883,448	905,534

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所等において、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、要介護・要支援者が自立した日常生活を営めるよう、その心身機能の維持・回復を図ります（通称：デイケア）。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
通所リハビリテーション	人	2,922	2,987	3,016	3,046	3,122	3,184
	千円	198,955	195,825	195,000	198,900	211,829	225,597
介護予防通所リハビリテーション	人	1,522	1,383	1,403	1,445	1,488	1,532
	千円	51,390	46,623	47,000	48,880	51,324	53,890

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います（通称：ショートステイ）。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
短期入所生活介護	人	3,843	3,910	3,949	3,988	4,067	4,148
	千円	472,090	491,867	510,000	515,100	540,855	567,898
介護予防短期入所生活介護	人	137	135	137	141	145	149
	千円	5,219	4,828	4,924	5,121	5,377	5,646

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等において、病状が安定期にある要介護・要支援者に対し、看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練その他必要な医療を提供するとともに、日常生活上の世話をを行います。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
短期入所療養介護	人	485	534	539	544	560	576
	千円	49,731	57,645	61,000	62,220	67,198	72,573
介護予防短期入所療養介護	人	3	16	16	17	18	19
	千円	44	609	600	624	655	688

⑩ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護・要支援者に対し、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

第 8 期計画期間においては、第 7 期計画期間中の手続きにより、増床が予定されている市内 1 施設と、市内・市外施設を利用する状況を踏まえ、今後も増加していくものとしてサービス量の増加を見込みます。

なお、第 8 期計画期間においては、新規整備は計画しません。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特定施設入居者生活介護	人	1,461	1,542	1,565	1,580	1,627	1,675
	千円	275,426	287,696	308,030	323,432	329,900	339,797
介護予防特定施設入居者生活介護	人	345	307	311	320	336	352
	千円	25,342	23,855	23,900	24,856	26,347	27,928

⑪ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要介護・要支援者の日常生活の自立を助けるための用具として、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具の貸与を行います。

要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
福祉用具貸与	人	9,830	10,324	10,478	10,582	10,846	11,062
	千円	123,491	132,033	138,031	144,933	152,180	159,789
介護予防福祉用具貸与	人	1,956	2,007	2,037	2,098	2,139	2,181
	千円	8,089	8,530	8,571	8,914	9,360	9,828

※福祉用具…車いす／車いす付属品／特殊寝台／特殊寝台付属品／床ずれ防止用具／体位変換器／手すり／スロープ／歩行器／歩行補助つえ／認知症老人徘徊感知器／移動用リフト（つり具の部分を除く）／自動排せつ処理装置

⑫ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

指定事業者が、要介護・要支援者に対し、貸与には馴染まない入浴や排せつなどに関する用具の販売を行います。年間 10 万円までの購入額を限度に、その費用の一部が保険給付として支給されます。

サービス量については、特定福祉用具販売では要介護者の増加傾向等を勘案し、増加を見込みますが、特定介護予防福祉用具販売では第 7 期計画期間における実績を勘案し、ほぼ横ばいを見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特定福祉用具販売	人	162	166	168	174	179	184
	千円	3,792	4,280	4,815	5,000	6,500	8,450
特定介護予防福祉用具販売	人	56	52	52	53	58	63
	千円	1,250	994	1,000	1,000	1,050	1,103

※特定福祉用具…腰かけ便座／特殊尿器／入浴補助用具／簡易浴槽／移動用リフトのつり具

イ 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

要介護・要支援者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、各サービス事業者により、地域の特性に応じた「地域密着型サービス」または「地域密着型介護予防サービス」が提供されています（原則、居住市町村でのサービスのみ利用可）。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続できるように、市が事業者の指定及び指導・監督を行い、ニーズを把握しながらサービスの利用促進を図ります。

■地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

サービス提供の形態	地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
居宅で提供されるサービス（訪問サービス）	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
	② 夜間対応型訪問介護	—
通所した施設で提供されるサービス（通所サービス）	③ 地域密着型通所介護※ ¹	—
	④ 認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
訪問と通所を組み合わせ提供されるサービス	⑤ 小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
入居した住居等で提供されるサービス	⑥ 認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
	⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	—
入所した施設で提供されるサービス	⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—
訪問看護と小規模多機能型居宅介護等が一体的に提供されるサービス	⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	—

※1 居宅サービスである通所介護のうち、小規模事業所（利用定員 18 人以下）により行われるサービスについては、少人数で生活圏域に密着したものであり、市町村による地域包括ケアシステムの構築との整合性の観点から、平成 28 年度から市町村が指定・監督する地域密着型サービスとなりました。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ホームヘルパー等が、日中・夜間を通じて要介護者の居宅を定期的に巡回訪問し、または随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

また、看護師等が訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うなど、訪問介護と訪問看護を一体的に、または密接に連携しながら提供することで、重度要介護者の居宅での生活を支えます。

要介護者の増加傾向や、地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進等を勘案し、サービス量は増加を見込みます。

■保険給付（介護給付のみ）の計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人	152	180	183	186	187	188
	千円	19,071	22,981	23,100	24,255	24,983	25,732

② 夜間対応型訪問介護

ホームヘルパー等が、夜間において要介護者の居宅を定期的に巡回訪問し、または随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

サービス量については、第 7 期計画期間における利用がなかったことを勘案し、その量を見込みません。

■保険給付（介護給付のみ）の計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	千円	0	0	0	0	0	0

③ 地域密着型通所介護

通所介護のうち、利用員 18 人以下の小規模事業所が行うサービスについては、平成 28 年度から地域密着型通所介護として提供されています。

要介護者の増加傾向等を勘案し、サービス量の増加を見込みます。

■保険給付（介護給付のみ）の計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域密着型	人	2,593	2,710	2,737	2,764	2,819	2,875
通所介護	千円	171,783	179,928	190,000	191,900	199,576	207,559

④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、通所介護施設に通い、その特性に配慮しながら、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

現在、市内にはサービス提供施設がないことから、今後のサービス量を見込み、1 施設の整備を進めてまいります。なお、介護予防認知症対応型通所介護では、第 7 期計画期間における利用がなかったため、その量を見込みません。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症対応型	人	60	47	47	48	48	276
通所介護	千円	11,237	7,408	7,450	7,599	7,761	44,624
介護予防認知症	人	0	0	0	0	0	0
対応型通所介護	千円	0	0	0	0	0	0

⑤ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、居宅またはサービス拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。サービス拠点への通所を中心に、要介護者の様態や希望等に応じて、訪問と泊まりが組み合わせて提供されます。

令和２年度に１施設が開設し、市内では２事業所でサービスの提供を行っていることから、その利用状況を勘案して、サービス量はほぼ横ばいを見込みます。

要介護者・要支援者の増加傾向や、今後における利用者の需要等の動向から、未整備圏域でサービス提供を希望する事業者の状況把握に努めます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第７期実績			第８期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
小規模多機能型 居宅介護	人	303	295	649	649	651	653
	千円	61,604	63,217	105,000	129,150	131,733	134,368
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人	52	43	55	70	72	74
	千円	3,756	3,254	3,574	4,575	4,666	4,760

⑥ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護・要支援者に対し、その共同生活を営むべき住居（通称：グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

現在、市内では４事業所がサービスを提供しておりますが、認知症高齢者の増加傾向等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第７期実績			第８期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症対応型 共同生活介護	人	734	739	750	755	770	785
	千円	182,964	185,652	192,169	194,091	197,973	201,932
介護予防認知症 対応型共同生活介護	人	0	0	0	0	0	0
	千円	0	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等のうち、入居者が要介護者やその配偶者等に限られる「介護専用型特定施設」であって、その入居定員が 29 人以下である施設に入居している要介護者について、サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

現在、市内にこの施設はなく、また、今後の整備予定もないことから、今後の推計でも見込んでいません。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域密着型特定施設	人	0	0	0	0	0	0
入居者生活介護	千円	0	0	0	0	0	0

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

現在、市内では 1 事業所がサービスを提供していることから、その利用状況を勘案して、サービス量は横ばいを見込みます。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	298	296	300	300	300	300
	千円	72,736	75,711	77,510	78,672	78,672	78,672

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護及び訪問看護を一体的に提供することで、医療ニーズの高い要介護認定者の在宅生活を支えるサービスです。

第7期計画期間における利用がなかったことや、利用者側・事業者側のいずれからとも要望がないこと等を総合的に勘案し、サービス量は見込みません。

今後における需要等の動向を注視しながら、参入を希望する事業者の把握に努めます。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第7期実績			第8期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
看護小規模多機能型 居宅介護	人	0	0	0	0	0	0
	千円	0	0	0	0	0	0

ウ 住宅改修費の支給

要介護・要支援者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、住宅改修に要した費用を支給しています。

① 居宅住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給

要介護・要支援者が、その居宅において住宅改修（手すりの取付け等）を行った場合、改修前の申請に基づき、1人につき年間20万円までの改修費用を限度に、その費用の一部が保険給付として支給されます（同一住居につき、原則1人1回まで）。

要介護・要支援者の増加傾向や、地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進等を勘案し、サービス量はいずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第7期実績			第8期計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅住宅改修費	人	180	185	194	201	211	221
	千円	17,646	16,834	17,500	18,218	19,128	20,085
介護予防住宅改修費	人	102	103	104	106	116	127
	千円	9,630	10,778	9,500	9,500	9,975	10,474

エ 指定居宅サービス等を利用するための支援

要介護・要支援者の心身の状況や、その置かれた環境、本人や家族の希望等を勘案し、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者により「居宅サービス計画」または「介護予防サービス計画」（通称：ケアプラン）が作成されています。

また、ケアプランに基づくサービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整などが行われています。

なお、平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移行しました。

① 居宅介護支援／介護予防支援

要介護・要支援者のケアプランの作成や、介護サービス事業者との調整、介護老人保健施設等への紹介など、指定居宅サービス等を適切に利用できるよう支援を行います。

ケアプランの作成等に要する費用については、その全額を介護給付または予防給付として支給するため、利用者の自己負担は生じません。

サービス量については、要介護・要支援者の増加傾向等を勘案し、いずれも増加を見込みます。

■保険給付（介護給付・予防給付）の実績と計画

		第7期実績			第8期計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護支援	人	18,592	19,267	19,652	20,613	21,128	21,656
	千円	276,098	286,129	282,000	295,800	306,153	316,868
介護予防支援	人	3,527	3,412	3,463	3,532	3,602	3,674
	千円	16,118	15,647	15,238	16,761	17,599	18,479

オ 施設サービス

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設）及び介護療養型医療施設において、それぞれの施設の目的に沿った「施設サービス」が提供されています。

なお、日常生活圏域毎の施設の分布は、16 頁のとおりです。

① 介護老人福祉施設サービス

介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

これまでの市内・市外施設での利用状況や要介護者の増加傾向等を勘案し、サービス量は増加を見込みます。

なお、施設整備については、入所待機者数、利用者の状況及び老人福祉圏域の整備率等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護老人福祉施設サービス	人	5,768	5,749	5,835	5,766	5,783	5,800
	千円	1,441,982	1,457,429	1,490,296	1,535,005	1,550,355	1,573,610

② 介護老人保健施設サービス

介護老人保健施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療と、日常生活上の世話を行います。

これまでの利用状況の推移等を勘案し、サービス量は増加を見込みます。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護老人保健施設サービス	人	1,829	1,768	1,794	1,829	1,865	1,902
	千円	485,272	481,946	535,653	549,045	568,261	588,150

③ 介護療養型医療施設サービス

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とする人に、療養上の管理、看護、機能訓練などを行う入所施設です。

介護療養型医療施設は令和 5（2023）年度末に廃止が予定されており、介護医療院等に転換されます。

■保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護療養型医療施設サービス	人	18	24	24	24	25	26
	千円	5,562	8,230	5,763	5,763	5,878	5,996

④ 介護医療院サービス

平成 30 年度の介護保険法等の改正により新たに創設されたサービス形態です。従来の介護療養型医療施設で提供されていたサービスに加え、「住まい」の機能を持ち、長期療養に加え、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

■ 保険給付（介護給付のみ）の実績と計画

		第 7 期実績			第 8 期計画		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護医療院 サービス	人	6	12	35	35	36	37
	千円	2,534	4,962	14,710	14,709	15,151	15,605

（３）施設の整備及び充実

地域包括ケアシステムを構築する５つの要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）のうち、高齢者福祉施設^{※１}は「住まい」だけでなく、全ての要素に関わる「基盤」となるものです。その種別や範囲は複雑かつ多岐にわたりますが、主なものとして、老人福祉法による老人福祉施設と、介護保険法による介護保険施設とに大別することができます。

老人福祉施設とは、老人福祉法第５条の３により規定された施設のことで「老人デイサービスセンター」「老人短期入所施設」「養護老人ホーム」「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「老人福祉センター」「老人介護支援センター」の７類型があります（75 頁及び 76 頁において詳解）。

介護保険施設は、介護保険法に基づく施設として、同法第８条第 25 項において「指定介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護医療院」の３類型が定義されています（77 頁において詳解）。

それ以外にも、老人福祉法による「有料老人ホーム」や、高齢者の居住の安定確保に関する法律による「サービス付き高齢者向け住宅」があるほか、法律によらない施設として「高齢者生活福祉センター」^{※２}があります。

また、公営住宅法による公営住宅についても、住宅に困窮する低所得者の福祉の増進という目的や、その入居者を高齢者が寡占する実態に鑑みれば、広義において高齢者福祉施設と捉えることができます。

これらのことから、まさに「住まい」は福祉の根幹を成す要素であり、高齢者福祉と密接不可分の関係にあると言えますが、複数の法律による様々な施設があり、同じ施設であっても、別の法律で位置付けられることで呼称が変わり、さらに別の役割を付加されるなど、重層的な仕組みとなっています。

また、各施設の設置・運営主体も、市町村や社会福祉法人、民間事業者など様々で、利用者の心身やその置かれた環境等により、入所・入居できる施設も異なってくるため、それぞれの違いや関係性を一見して理解することは困難です。

このように、体系が複雑で分かりにくい各種施設について、次頁から一覧にして概説することで、これらを理解するための一助とするものです。

※１ 高齢者福祉に関する各種施設等を総称した表現として使用しています（各種法律に基づく用語ではありません）。

※２ 厚生省老人保健福祉局長通知（平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号）による「高齢者生活福祉センター運営事業」を実施する施設のことで、生活支援ハウスとも呼ばれます。

■老人福祉施設

施設の種類	概 要
老人デイサービスセンター	高齢者に対して入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を提供する施設です。下記の方が利用できます。 ①行政の措置によりやむを得ない事由から、介護保険法による通所介護等の利用が著しく困難であると認められる方 ②介護保険法その他政令で利用を認められた方
老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由から居宅での介護を受けることが一時的に困難となった高齢者に対して、短期間入所させ、養護するための施設です。下記の方が利用できます。 ①行政の措置によりやむを得ない事由から、介護保険法による短期入所生活介護等の利用が著しく困難であると認められる方 ②介護保険法その他政令で利用を認められた方
養護老人ホーム (特定施設)	環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するための施設で、市町村が入所または入所委託の措置を採ります。 入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう、必要な指導、訓練その他の援助を行います。 なお、介護保険法では「特定施設」として位置付けられ、要介護者に対して特定施設入居者生活介護^{*1}を行うことができます。
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な老人を養護し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。下記の方が入所できます。 ①行政の措置によりやむを得ない事由から、介護保険法に基づく介護老人福祉施設（地域密着型を含む）に入所することが著しく困難であると認められる方 ②介護保険法その他政令で利用を認められた方 なお、介護保険法では「介護老人福祉施設」として位置付けられています。

■老人福祉施設（前頁のつづき）

施設の種類	概 要
軽費老人ホーム ケアハウス （特定施設）	無料または低額な料金で入所させ、食事の提供その他日常生活上の必要な便宜を供与する施設です。ケアハウスと呼ばれるC型を基本として、旧来からのA型（食事提供あり）・B型（食事提供なし）を含む3類型が並存します。 いずれも、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことに不安があると認められ、かつ、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が入所できます。 なお、介護保険法では「特定施設」として位置付けられ、要介護者に対して特定施設入居者生活介護を行うことができます。
老人福祉センター	無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、その健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設です。 本市では、条例により原則60歳以上の方が利用できます。
老人介護支援センター	地域における老人福祉に関する諸問題について相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅で介護を受ける老人と市町村、事業者などとの連絡調整その他の援助を総合的に行うための施設のことです。 おおむね65歳以上の要援護高齢者等及びその家族等が利用できます。 なお、市町村はその設置者に対し、介護保険法による「包括的支援事業」を委託することができます。

※1 特定施設の入居者（要介護者）に対し、当該施設が、その提供するサービスの内容等を定めた計画に基づいて行う入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

■介護保険施設

施設の種類	概 要
指定介護老人福祉施設	介護保険法に基づく都道府県知事の指定を受けた介護老人福祉施設※ ¹ をいいます。
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、自立した日常生活を営むことができるようにするための施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいいます。
指定介護療養型医療施設 ※法律上は廃止済	医学的管理の下で長期療養が必要な人のための医療施設で、医療、看護、介護、リハビリテーションなどを受けることができます。 平成 24 年度の介護保険法の改正により新設は不可となっています。 なお、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6 年間延長（令和 5 年度末）されました。
介護医療院	平成 30 年度の介護保険法等の改正により新たに創設された施設類型として、慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えたものです。

※ 1 老人福祉法による特別養護老人ホームであって、当該施設に入所する要介護者に対し、介護福祉施設サービス（入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）を行うことを目的とする施設

■その他の施設等

施設の種類	概 要
有料老人ホーム (特定施設)	老人を入居させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜（介護等）を提供する事業を行う施設です。 なお、介護保険法では「特定施設」として位置付けられ、要介護者に対して特定施設入居者生活介護を行うことができます。
サービス付き高齢者向け住宅 (一部は特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅事業※¹を行う賃貸住宅または有料老人ホームです。下記の要件のいずれかに該当する方が入居できます。 ①60 歳以上の方 ②介護保険法による要介護・要支援認定を受けた 60 歳未満の方で、下記のいずれかに当てはまる方 (1)単身であること (2)同居者が配偶者、60 歳以上の親族（配偶者を除く）、要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の親族、または特別の事情から同居の必要を都道府県知事が認める方であること なお、介護保険法では、その一部が「特定施設」として位置付けられ、要介護者に対して特定施設入居者生活介護を行うことができます。
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	高齢等により居宅での生活に不安のある方に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「高齢者生活福祉センター運営事業」を行う施設（生活支援ハウス）です。 居住機能については、原則 60 歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方等に対して提供することとされています。

※ 1 高齢者等を入居させ、その心身の状況に応じた一時的な便宜を供与する状況把握サービスや、入居者からの相談に対して必要な助言を行う生活相談サービス、日常生活を営むために必要な福祉サービス等を提供する事業

ア 施設整備の方針

本市では、これまで、高齢者福祉施設の充実と適正なサービスの提供に努めてきたところですが、今後、さらなる高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者や単身高齢者が増加することにより、その需要はより増していくことが見込まれます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域の特性に応じた地域密着型サービスによる在宅生活支援機能の充実を図るとともに、地域医療構想における介護施設、在宅医療等の追加的需要への対応や介護離職対策に係るサービスの充実も求められています。

一方で、介護保険制度を持続可能なものとするためには、介護保険料とのバランスを見極めつつ、各種施設の設置・運営を効率的かつ効果的に行うことが必要です。

今後は、利用者の動向や、老人福祉圏域の施設整備の状況なども踏まえながら、真にサービスを必要としている方へ適切なサービスが提供できるよう、検討していきます。

イ 施設整備の状況

主な施設等の整備状況については、下表のとおりです。

■主な高齢者福祉施設の設置等の状況（令和2年9月末日現在）

	施設等の数	定員等の数
養護老人ホーム（特定施設）	0	0
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）	6	570
地域密着型特別養護老人ホーム	1	25
軽費老人ホーム（特定施設）	1	80
ケアハウス（特定施設）	2	140
介護老人保健施設	2	160
有料老人ホーム（特定施設）	5	195
サービス付き高齢者向け住宅（一部、特定施設）	5	190

※令和2年9月末日現在、未届けの施設は除く

ウ 施設整備の計画

老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設については、介護保険事業者により多数の事業所が設置・運営されていることから、老人福祉法に基づく利用の措置を採る必要が生じた場合には、引き続き当該事業所を利用できるよう調整します。

また、老人介護支援センターについては、介護保険法に基づく地域包括支援センターにより、引き続きその機能を代替・補完することで対応します。

高齢者生活福祉センター運営事業を行う施設（生活支援ハウス）については、各種高齢者福祉施設や、本市及び社会福祉協議会による高齢者福祉サービス、介護保険事業者による介護保険サービス等により、その果たすべき機能を代替することで対応し、新たな設置・運営は計画しません。

上記以外の高齢者福祉施設については、第8期計画期間における整備計画を下記のとおり定めます。

（１）老人福祉施設

① 養護老人ホーム

本市が設置・運営していた「大寿荘」は、利用状況や施設の老朽化等を勘案し、平成23年度末をもって廃止しました。このため、市内に養護老人ホームはありません。

老人福祉法に基づく入所措置を必要とする事例が発生した場合には、引き続き近隣市等の養護老人ホームへ入所委託の措置を採ることで対応し、新設は計画しません。

② 特別養護老人ホーム

市内には6施設（緑風苑・おきな・まきば園・ふぁみいゆ行田・雅・行田さくらそう）があり、いずれも社会福祉法人が運営しています。

施設整備については、入所待機者数、利用者の状況及び老人福祉圏域の整備率等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

なお、老人福祉法に基づく入所措置を必要とする事例が発生した場合には、既存の施設等に入所委託の措置を採ることで対応します。

※施設の一覧は82頁に掲載

③ 軽費老人ホーム・ケアハウス

市内には軽費老人ホームとして1施設、ケアハウスとして2施設の計3施設があり、いずれも社会福祉法人が運営しています。

利用者の状況等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

■軽費老人ホーム（特定施設）の定員数の実績と計画 (人)

	第7期実績			第8期計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
行田グリーンホーム	80	80	80	80	80	80
計	80	80	80	80	80	80

■ケアハウスの定員数の実績と計画 (人)

	第7期実績			第8期計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ケアハウスまきば園	50	50	50	50	50	50
ケアハウス緑風苑	90	90	90	90	90	90
計	140	140	140	140	140	140

④ 老人福祉センター

市内には2施設（大堰永寿荘・南河原荘）があり、いずれも本市が運営しています。

施設の運営については、指定管理者制度により社会福祉協議会へ委託（令和4年度まで延長）し、効率的な運営とサービスの向上に努めておりますが、両施設とも40年以上が経過しているため、老朽化に加えて附属設備の不具合や修繕等が多く発生している状況です。

また、いずれも市北部に立地しており、交通の利便性や地理的な要因から、利用者の分散、減少及び固定化が進んでおります。高齢者の健康増進や交流の場として重要な施設ではありますが、利用者の状況や費用対効果などを総合的に勘案・検証しながら、施設のあり方について検討していきます。

■老人福祉センターの利用状況 (人)

		H30年度	R1年度	R2年度
延べ利用者数	永寿荘	12,912	11,898	1,437
	南河原荘	7,627	6,666	1,345
1日平均利用者数	永寿荘	53	49	18
	南河原荘	32	27	17

※令和2年度欄は令和2年9月末日現在

(2) 介護保険施設

① 指定介護老人福祉施設

市内には6施設があり、いずれも社会福祉法人が運営しています。

施設整備については、入所待機者数、利用者の状況及び老人福祉圏域の整備率等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

■指定介護老人福祉施設の定員数の実績と計画

(人)

	第7期実績			第8期計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
緑風苑	100	100	100	100	100	100
まきば園	80	80	80	80	80	80
おきな	100	100	100	100	100	100
ふぁみいゆ行田	90	90	90	90	90	90
雅	100	100	100	100	100	100
行田さくらそう	100	100	100	100	100	100
計	570	570	570	570	570	570

② 介護老人保健施設

市内には2施設があり、社会福祉法人及び社会医療法人がそれぞれを運営しています。

利用者の状況等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

■介護老人保健施設の定員数の実績と計画

(人)

	第7期実績			第8期計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
グリーンピア	80	80	80	80	80	80
ハートフル行田	80	80	80	80	80	80
計	160	160	160	160	160	160

③ 指定介護療養型医療施設

市内において、当該施設は設置・運営されていません。

④ 介護医療院

平成 30 年度から創設された新たな施設類型として、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えたものです。

埼玉県が実施した令和 2 年度末時点での医療療養病床及び指定介護療養型医療施設における介護保険施設等への転換の意向調査では、市内において、当該施設の設置予定はありません。

(3) その他の施設

① 有料老人ホーム

現在、市内には 5 施設（介護付 2、住宅型 3）が整備されており、いずれも民間事業者が運営していますが、第 7 期計画期間において増床に向けた手続きが進んでいることから、令和 3 年度には、18 床の増床を予定しております。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、本市においては持家の方の割合が高いことから、新設・増設については地域における高齢者住宅の需要等を総合的に勘案したうえで、その必要性を見極め、必要に応じて慎重に検討していきます。

■ 有料老人ホームの設置数及び見込み

(人)

	第 7 期実績			第 8 期計画		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
さつきホーム（介護付）	32	32	32	(50)	(50)	(50)
あすか行田（住宅型）	8	8	8	8	8	8
イリーゼ行田（介護付）	53	53	53	53	53	53
住宅型有料老人ホーム美咲郷 （住宅型）	15	15	15	15	15	15
ヴィラージュショウエイ B 棟 （住宅型）	87	87	87	87	87	87
とねの郷有料老人ホーム（住宅型）	20	20	—	—	—	—
計	215	215	195	213	213	213

※令和 2 年 9 月末日現在、未届けの施設は除く

② サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、入居者が自らの意向に沿った医療・介護サービスを自由に選択できる機会が確保された上で、医療・介護サービスとの適切な連携が図られることが重要であります。

市内には5か所が登録されており、いずれも民間事業者が運営しております。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、本市においては持家の方の割合が高いことから、新設・増設についてはまちづくりとの整合性や地域における高齢者住宅の需要、医療・介護サービス量とのバランスなどを総合的に勘案し、必要に応じて慎重に検討していきます。

■ サービス付き高齢者向け住宅の登録状況及び見込み

(戸)

	第7期実績			第8期計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ヴィラージュショウエイA棟	60	60	60	60	60	60
ふるさとホーム行田	33	33	33	33	33	33
ワールドステイ一期の家行田持田	39	39	39	39	39	39
ふるさとホーム行田第貳	33	33	33	33	33	33
ひだまりの家行田	25	25	25	25	25	25
計	190	190	190	190	190	190

※入居開始時期とは必ずしも一致しない場合があります。

《埼玉県との連携強化》

埼玉県では、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況に関する情報を市へ通知する取組により、情報連携を強化することとしております。

市としても、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿として役割が果たせるよう、各施設の空き状況や入居者の状況把握等に努めます。

また、未届けの施設等を確認した場合には、積極的に状況提供を行ってまいります。

なお、施設の整備方針については、「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「埼玉県高齢者支援計画・福祉圏域別特定施設入居者生活介護対象施設の総定員数」を踏まえて検討いたします。